



第3章 第3次障がい者福祉計画の実施状況や課題



無題／久保田祐樹 (atelierくわの実)

1. 点検 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

【実施状況や課題】

① 障がい者の権利擁護にかかる相談の充実

- ・権利擁護に関する相談を基幹相談支援センターにて受け付けており、アセスメントの中で判断能力が欠如している者については成年後見制度等の利用へ繋いでいる。
- ・引き続き、緊急預かり支援を継続するとともに、権利擁護センターにおいても出口支援(自立または成年後見制度への移行等)の検討を行い、円滑に金銭管理支援が行える体制を作る必要がある。

② 日常生活自立支援事業の周知や利用促進

- ・沖縄県社会福祉協議会で実施。必要に応じて市社会福祉協議会につないでいる。
- ・今後も引き続き、金銭管理等を行う本事業は必要である。

③ 成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進

- ・平成30年度～令和4年度までに計20件の申し立て支援を実施している。被後見人等が抱える、福祉課題が年々、複雑化している。
- ・中核機関等を活用し、困難事例に対応している成年後見人等の支援体制の構築が必要である。

④ 権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発

- ・新型コロナ感染拡大に伴い、ZOOM等を活用し、開催を行っている。特に施設従事者等については、虐待研修が必須化となったこともあり、今後ニーズも高まると思われる。
- ・研修会を開催してもなお、虐待通報は後を絶たない状況となっている。今後も虐待防止・早期発見に向けた取り組みが必要である。

⑤ 障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

- ・高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク活動の一環として、社会福祉協議会コミュニティーソーシャルワーカーとの意見交換会を開催。
- ・見守り活動を行っている組織(見守り隊)などの定例会で勉強会を開催し、地域でも早期発見ができる体制づくりを展開する必要がある。

⑥ 虐待の防止や早期対応の充実

- ・民生委員や地域の見守り活動組織と連携し定例会等を活用した勉強会なども実施し、早期発見につながるような支援体制の構築に努める必要がある。

(2) 障害を理由とする差別の解消

【実施状況や課題】

① 差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発

- ・障害者差別解消法(不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮)に関するパンフレットをイベント・障がい者相談窓口において配布。
- ・パンフレット配布以外の積極的な普及啓発を検討する必要がある。

② 市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

- ・庁舎内のレイアウト変更時に身体障がい者協会に協力を依頼し、点字ブロックの設置について意見聴取、確認を行った。

③ 職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進

- ・職場における理解と支援については未実施である。

(3) 障害の理解・啓発の推進

【実施状況や課題】

① 障害の理解についての啓発活動の推進

- ・精神障害に関する理解を深めることを目的に精神保健福祉市民講座の開催(年1回)。
- ・精神保健福祉市民講座は、コロナ禍においてもZOOMを活用するなど毎年開催し、精神障害に関する周知啓発を継続して行った。

② イベントや講演会等における周知広報の充実

- ・障がい児フェスタは新型コロナウイルス感染拡大の影響により2年(令和2～3年度)連続で開催できなかった年があったが、市役所ロビーでの作品展示等を行い、周知啓発を図った。
- ・開催時には広報うるまや市LINE等を活用し広く周知し、より多くの市民の方へ啓発できるよう努めた。

(4) 福祉教育の推進

【実施状況や課題】

① 人権教育の充実

- ・市内全小中学校では、毎月「人権の日」を設定し、授業や短学活において人権について考える指導を実施した。
- ・「人権擁護委員の日」や「人権週間」におけるパネル展、人権啓発物品の配布、広報うるま、コミュニティビジョン(庁内)、LEDビジョン(市街地)等を活用した啓発周知活動を実施。

② 幼児・児童生徒への福祉教育の推進

- ・公立こども園にて、特別高等支援学校からのインターシップ受入れを行った。
- ・コロナ禍において施設の訪問・交流などができなかつたが、日常生活において福祉の心を育めるよう取り組んだ。

③ 地域における福祉教育の推進

- ・障害等特別な配慮を要する子に対する取り組みが多岐にわたり、現状では取り組むことが難しい。

2. 点検2. 保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

【実施状況や課題】

① 生活習慣病の予防及び重症化予防

- ・特定健診、特定保健指導などを実施している。
- ・受診勧奨を充実させ、未受診者が気軽に受診可能な環境づくりに取り組む必要がある。

② 妊娠期の健康管理の充実

- ・親子健康手帳の交付及び保健指導、妊娠婦健康診査、妊婦健診有所見妊婦保健指導など実施している。
- ・平成31年度より、産前産後サポート事業開始(電話支援・訪問支援・でまえだいすき)。

③ 乳幼児期における障害の早期発見及び早期支援の充実

- ・乳幼児健康診査、のびのび相談の実施及び健診事後教室(あつぶる・オレンジ)で、親子で触れ合う遊びを通して発達を促す遊びの集団教室を実施している。
- ・のびのび相談では、心理士・言語聴覚士により、個別に発達・言語面の相談を実施し、関わりについての助言、状況に応じ療育機関の紹介を行っている。
- ・令和4年度から、こども発達支援課職員も健診に従事し、情報共有やその後の支援を連携している。

④ 発達障がい等に関する情報共有機会の確保

- ・平成30年度に自立支援協議会の作業部会として「発達を支援する関係課連絡会」を開催。関係課で情報と課題の共有、ネットワークの充実・強化を図った。
- ・連絡会の在り方について、今後必要となる会議体についての検討が必要である。
- ・配慮を要する子の支援体制を構築するため、関係課や関係機関から現状や課題を抽出し、配慮を要する子の支援体制整備に関するロードマップを策定した。
- ・教福連携プロジェクトの開催や放課後等デイサービス施設の訪問、情報交換、福祉と連携した個別の教育支援計画の活用を行った。

(2) 精神保健対策の充実

【実施状況や課題】

① 精神保健相談、訪問指導の充実

- ・障害者相談支援事業の中で精神保健相談も実施している。医療保健福祉連絡会を開催し、中部圏域精神科病院や保健所とも連携している。
- ・医療保健福祉連絡会を定期的に開催し、各関係機関の役割を理解し連携強化を図る必要がある。

② 精神保健に関する啓発活動の推進

- ・精神保健福祉啓発促進事業として、年に1回、精神保健福祉市民講座を実施。
- ・精神保健福祉市民講座への参加者が福祉関係者等が多く、一般市民の方の参加が少ない。

③ ピアサポート・ピアソーターの充実

- ・委託相談員による発達障がい者当事者会、親の会に対しピアサポート活動支援を行っていたが、新型コロナ感染拡大をきっかけとして、活動が中止、再開できていない状況であった。
- ・就学児については委託しており、活動ができている。
- ・継続的な活動ができる支援体制を構築する必要がある。

④ 心の健康を保持するための取り組みの充実

- ・②と同様に、年に1回、精神保健福祉市民講座を実施している。精神保健福祉市民講座への参加者が福祉関係者等が多く、一般市民の方の参加が少ない。
- ・健康に関する市民の健康意識やセルフケア技術の習得をめざすため、健康づくりに関する啓発事業を実施している。夜間開催やデジタルツールを使用しての周知が必要である。

⑤ 精神障がい者の地域移行、定着支援の推進

- ・入院中の精神障がい者に対する早期退院の実現、地域移行・地域定着の推進を実施している。
- ・地域移行支援及び地域定着支援サービスに関する積極的な周知が必要である。また、事業所数が少ないことも課題である。

⑥ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備

- ・自立支援協議会の地域移行支援部会及び医療・保健・福祉連絡会の開催により、実施している。
- ・コロナ禍により医療・保健・福祉連絡会を開催できない年度もあったが、多機関が集まる地域移行支援部会を開催し、体制整備を図った。

(3) 難病患者等への支援

【実施状況や課題】

① 難病患者への支援の充実

- ・難病患者に対する総合的な支援及び各種制度等に関する情報提供の充実を行った。また、必要に応じて各種サービスや制度へのつなぎ支援や情報提供を行っている。
- ・保健所地域保健班(指定難病・小児慢性特定疾患)相談窓口で本市障がい者(児)相談窓口のチラシ配布を行っている。

3. 点検3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

【実施状況や課題】

① 意思決定支援の推進

- ・虐待防止研修会(施設従事者向け)を年1回実施し、意思決定支援の重要性について取り入れ、自らの支援について振り返る機会をつくる等行っている。
- ・継続した研修会の実施が必要である。

(2) 相談支援体制の構築

【実施状況や課題】

① 相談支援の充実

- ・基幹相談支援センター、委託相談員による相談支援を実施し、障がい者等からの多様なニーズに対応するため、障害の特性等に配慮した相談に応じている。
- ・重層的支援体制が取れるような委託相談員の配置が必要であるが、スキルを持った相談員確保が難しい。

② 適切なサービス等利用計画作成の促進

- ・令和2年度から計画相談支援向上委員会(わくわくプランうるま)の立ち上げ、サービス等利用計画のチェックポイントの作成と記載例の作成、相談支援専門員研修会等を行っている。
- ・サービス等利用計画の点検強化により適正給付につなげる必要がある。

③ 児童発達支援センターの設置と相談の実施

- ・うるまこどもステーション整備事業により施設整備を行い、令和4年8月に指定管理者制度を活用した児童発達支援センターを設置。
- ・障害児相談支援事業は、人材確保が厳しく事業の実施には至らなかった。

④ ピア活動の充実

- ・平成 30 年度・31 年度は自主活動支援を地域活動支援センター(あいあい)を中心に行っていたが、コロナ等により活動が休止している。
- ・当事者が中心となって行う自助活動であるため活動が負担にならないようなサポート体制が必要である。

(3) 地域移行支援の充実

【実施状況や課題】

① グループホームの整備、利用促進

- ・市内グループホーム数は、平成 30 年 9 月(12 箇所)から令和 4 年 9 月(17 箇所)へ増加している。
- ・身体障がい者や重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応できるグループホームが不足している。

② 地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進

- ・地域移行支援部会の部会委員として、市内サービス提供事業所や指定特定相談支援事業所、圏域コーディネーター等を入れ、うるま市の現状と課題の共有を図った。
- ・令和 2 年度「地域移行コーディネーター」の人員確保を行った。
- ・地域移行に携わる事業所が限られている。

③ 居住サポート体制の構築

- ・お試し住居の見直しを行い、令和 4 年 9 月に 4 階の物件から 1 階の物件に契約変更し、また、3 障害の方が利用できるようにした。
- ・地域安心生活支援事業(お試し住居)について医療機関等への周知が必要である。

(4) 障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実

【実施状況や課題】

① 障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

- ・障害児通所支援事業所数は、平成 30 年度(53 箇所)から令和 4 年度(123 箇所)へ増加している。(※障害児相談支援事業所を含む)
- ・日中一時支援事業の延べ利用人数は、平成 30 年度(1,335 人)から令和 4 年度(1,264 名)に減少しているが、委託契約事業所数は、平成 30 年度(47 箇所)から令和 4 年度(72 箇所)に増加している。
- ・医療的ケアを要する障がい児に対応できる障害児通所支援事業所や日中一時支援事業所が不足している可能性がある。

② 医療的ケアを必要とする障がい児への支援

- ・令和2年度 地域の実情に応じた体制整備の構築を目的に「医療的ケア児連絡会」を開催。令和3年度には中部保健所、子育て世代包括支援センターが加わった。
- ・うるま市版医療的ケア児サポートガイドの作成や医療的ケア児支援介入の流れ(フロー図)作成などを行っている。
- ・医療機関との連携が課題である。

③ 重度の障がい児への支援

- ・在宅で生活する重症心身障がい児については、短期入所や居宅介護、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図っている。
- ・重度の障がい児が利用できる在宅サービスや資源において積極的な情報提供が必要である。

④ 幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進

- ・個別支援児童については、加配職員の配置が必要であり、年度途中での入所の場合、職員体制の問題で入所案内できない児童がいる。
- ・各保育施設において保育士不足の状況であり、厳しい体制の中で個別支援児童を受け入れしている施設もある。
- ・一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業では、保育士等の確保が不足する中、補助事業を実施できない、あるいは開所できないといった課題がある。
- ・放課後児童健全育成事業(学童クラブ)での障がい児受け入れを行っている。令和4年度は市内 54 クラブ中 48 クラブで受け入れている。障がい児を受け入れるための職員確保が課題である。

⑤ 個別支援保育の充実

- ・保育士等の資質向上のため、保育所等の管理者は障がい児加配に関する研修会の受講を促し、質の向上に努めなければならないが、実際に各施設が質の向上にどのように努めているか現状の把握が難しい。

⑥ 放課後児童対策の充実

- ・支援員等の資質向上による子ども達の保育環境の向上及びその後の受講者の処遇改善も見込まれる事業であり、今後も継続的な支援が必要である。

⑦ 障がい児の発達支援体制の強化

- ・平成30年度、自立支援協議会の作業部会として「発達を支援する関係課連絡会」を開催。こども発達支援課、子育て世代包括支援センター、保育こども園課、学校教育課等が参加して実施している。
- ・乳幼児健診時から発達に課題にある子を把握し、発達相談、事後教室、親子通園などの事業へつなぎ、早期療育支援の体制づくりを進めている。
- ・発達相談、事後教室、親子通園の対象となる配慮を要する子が年々増加傾向にあり、各事業において待機が発生しているため事業の拡充が必要である。

⑧ 認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実

- ・市内保育施設を巡回し、勤務する保育士等に対して助言等を行っている。
- ・事業のマニュアル化やスキルアップ研修が必要である。

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

【実施状況や課題】

① 訪問系サービス、日中活動系サービスの充実

- ・障がい者の地域移行・定着支援や就労移行・定着支援を実施するサービス事業所が少なく、障がい者の地域での生活や就労に関する利用実績が少ない状況である。

② 居住系サービスの充実

- ・市内グループホーム数は、平成30年9月(12箇所)から令和4年9月(17箇所)へ増加している。
- ・身体障がい者や重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応できるグループホームが不足している。

③ 医療的ケアを含む支援の充実

- ・医療的ケアを要する障がい者を受け入れることのできる事業所について全容把握できていない。把握と整理が必要である。

④ 自立生活援助の推進

- ・市内自立生活援助事業所数は、平成30年9月(0箇所)から令和4年9月(1箇所)へ増加している。
- ・サービスの内容や実施事業所等に関する情報を積極的に発信等していく必要がある。

(6) 地域生活支援事業等の充実

【実施状況や課題】

① 地域生活支援事業の推進

- ・国の地域生活支援事業の中から、うるま市で必要となっている事業を実施している。
- ・移動支援事業について、更なる効果をあげる手法の検討が必要である。

② その他の事業の実施

- ・市の単独事業として、「身体障害者自動車運転免許取得事業」、「身体障害者用自動車改造費助成事業」、「福祉電話設置事業」、「緊急通報システム事業」「生活サポート事業」を行っている。
- ・自動車運転免許取得助成については、身体障害者手帳所持者のみとなっており、療育手帳・精神保健福祉手帳所持者へも対象を拡大してほしいとの要望がある。
- ・携帯電話の普及により、福祉電話の設置の希望者が減少している。
- ・生活サポート事業の委託事業所数の減少があり、ヘルパー派遣の調整が難しくなっている。

(7) 福祉用具等の利用支援

【実施状況や課題】

① 補装具の給付

- ・身体障害者手帳の障害部位、障害等級に応じて補装具の交付・修理等を行っている。
- ・軽度・中等度であり身体障害者手帳の交付対象とはならない難聴児に対しては、軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業により補聴器の交付・修理を行っている。

② 日常生活用具の給付

- ・障がい者、障がい児及び難病患者等に対し、日常生活用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉増進を図っている。
- ・日常生活用具の基準額については、市の要綱で定めているが、現在の基準額が適当であるかの判断が難しい。また、種目の追加等についても検討が必要である。

③ 補装具、日常生活用具に関する情報提供の充実

- ・ホームページへの掲載や令和4年度に作成した「うるま市障がい者福祉ガイドブック」において、周知を行っている。ホームページについては、新規情報や掲載内容の見直しが必要である。

(8) 障害福祉を支える人材の確保

【実施状況や課題】

① 専門職の確保

- ・現在、障がい福祉課へ3名の手話通訳者を設置している。手話奉仕員養成講座を修了したのち、手話通訳者へのステップアップするための取り組みを検討する必要がある。

② 障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

- ・障害福祉サービス等に従事する者がやりがいをもって支援にあたることができるよう研修会や勉強会等の開催による人材育成・人材の確保に努める必要がある。
- ・計画相談支援以外のサービスに従事する人材の育成や確保が必要である。

4. 点検4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

【実施状況や課題】

① 障がい者に配慮した情報提供の充実

- ・視覚障がい者への情報提供の充実のため、広報うるまや社協だよりを点訳・音訳し、視覚障がい者へ提供するほか、一部の通知等についても点字で作成し送付している。
- ・視覚障がい者だけではなく、知的障害や学習障害で文字での情報が伝わりにくい方にもわかりやすく情報を伝える方法を検討する必要がある。
- ・広報紙においてはユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を使用して、誰もが見やすく読みやすいよう編集を行っている。

(2) 情報提供の充実

【実施状況や課題】

① 情報提供の充実

- ・令和4年度に障がい者の方が必要なサービスをまとめた「うるま市障がい福祉ガイドブック」を作成した。ICTを活用したガイドブックの展開、視覚障がい者への配慮なども今後は必要である。
- ・ホームページは読み上げ機能があるが、PDFデータは読み上げができない。

(3) 意思疎通支援の充実

【実施状況や課題】

① コミュニケーション支援の充実

- ・聴覚障がい者への意思疎通支援者の派遣は、市の直営で実施、要約筆記者の派遣及び音訳、点訳については、委託で実施している。
- ・従来の方法に加えて、DXを活用した情報提供の方法について検討を行う必要がある。

② 情報やコミュニケーションを支援する機器の給付等

- ・「うるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」に基づき、情報・意思疎通支援用具の給付を行っている。

(4) 行政情報のアクセシビリティ向上

【実施状況や課題】

① ホームページ等の利用しやすさへの配慮

- ・ホームページ上で広報紙の音声登録データを公開を予定している。
- ・ホームページについては、担当部署との連携を図り障がい者等が利用しやすさの向上に努める必要がある。

5. 点検5. 教育の振興

(1) 特別支援教育の充実

【実施状況や課題】

① 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・通常学級に在籍し学校生活や学習に向かうまでの支援を特別支援教育支援員を配置し支援している。
- ・人材を早期に確保する必要がある。

② 特別支援教育の充実

- ・「個別の指導計画」の作成及び活用や必要に応じて「個別の教育支援計画」を策定し、活用を行っている。また、特別支援教育支援員と連携した個別指導の充実等を図っている。
- ・人材の確保が課題である。

③ 校内支援体制の整備

- ・教育支援担当研修会、県立特別支援学校見学・講話、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催している。
- ・人材の育成と確保が課題である。

④ 障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮

- ・補聴器や施設のバリアフリー化について、関係各課に要望した。

⑤ 就学指導体制の充実

- ・市のホームページによる保護者への理解啓発、就学に関する手続きの方法の伝達のほか、特別支援学級の授業参観を希望に応じ実施している。

(2)学校施設のバリアフリー

【実施状況や課題】

① 学校施設のバリアフリー化の推進

- ・学校改築時において、バリアフリー化の整備に取り組んでいる。令和4年度は、城前小学校新校舎が完成した。
- ・既存の学校施設においても、バリアフリー基準適合の努力義務が課せられたことから、現状を把握し整備計画に取り組む必要がある。

(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実

【実施状況や課題】

① 生涯学習の振興

- ・市民が楽しんで参加できる生涯学習フェスティバルを開催している。コロナ感染症の影響で3年振りに開催することができた。
- ・地区公民館・生涯学習文化振興センターでは、子どもから高齢者までサークル活動を行っており、障がい者も地区公民館を活用し学んでいる。

② 公民館講座の開催と利用促進

- ・すべての市民を対象とした講座を企画・開催しているが、現状、障がい者の講座参加がない状況である。

6. 点検6. 雇用、就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

【実施状況や課題】

① 就労支援のための連携の強化

- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター、特別支援学校に自立支援協議会委員として参加いただき、就労支援について協議を図っている。今後も継続し、さらなる連携、支援の充実を図る必要がある。
- ・より多くの市民を支援できるよう、街角コンタクトセンター(あえーる)の周知を強化していく必要がある。
- ・地域によって交通手段に限りがあり、通勤が困難との判断から第一に希望する職種へ就けないケースがある。

② 就労移行支援と定着支援の推進

- ・市内に就労定着支援事業所がないため、沖縄県委託事業である障害者就業・生活支援センターの負担が大きくなっている。
- ・就労定着支援に向けた、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有は実施できていない。

③ 市内就労支援事業所による shop=w プロジェクトへの支援の充実

- ・現在、この取り組みは、就労継続支援A型やB型の事業所が連携を取りながら独自の活動を行っている。就労支援事業所における職員のスキルアップが必要である。

④ 障害者就労施設等の物品等の優先購入推進

- ・市内事業所一覧や「うるま市ショップワークプロジェクト」の周知は行っているが、調達可能な物品、役務の具体例の周知が十分ではない。

⑤ 障がい児へのキャリア教育の推進

- ・対面でのワーカーズトーク(社会人講話及びインタビュー)や、社会人講話の動画の活用やマナー講座等の実施。
- ・令和2年度・3年度においてはコロナ禍で対面でのキャリア教育が難しい時期であったが、動画配信やzoomでカリキュラムを実施し、継続してキャリア教育を実施した。

(2) 障がい者雇用の促進

【実施状況や課題】

① 市における障がい者雇用の推進

- ・障がい者の雇用は令和4年度においては30人となっており、ある程度達成できた。
- ・障害のある方を雇用する場合、その方の障害に応じた特性を理解し、適切な配置が必要であり、うるま市役所全体で障がい者雇用を考える必要がある。

② 障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

- ・企業において、障がい者雇用についての理解が十分ではない。
- ・障がい者雇用に関する周知や、環境整備等に関する各種助成金制度等に関する周知については実施できていない。

③ 雇用の場における障害の理解や人権擁護の推進

- ・障がい者権利擁護の相談を受けることができるよう支援体制を整備している。
- ・障がい者雇用の理解促進のためのトライアル雇用助成金等の制度の周知についてはまだ実施できていない。

④ 職場環境の改善促進

- ・商工会の協力を得ながら、障がい者を含めた働きやすい環境整備の実現に向けた方策を検討していく必要がある。

(3) 福祉的就労の底上げ

【実施状況や課題】

① 福祉的就労の底上げ

- ・工賃向上に向けて、shop=w プロジェクト(市内就労支援事業所連携体)の自主活動を支援している。
- ・shop=w プロジェクトに参画する事業所の確保が必要である。

(4) 経済的自立の支援

【実施状況や課題】

- ① 自立支援医療の給付及び制度の広報
- ② 特別障害者手当等の支給
- ③ 重度心身障害者(児)医療費の助成
- ④ 特別児童扶養手当の支給
- ⑤ 児童扶養手当の支給

・①から⑤の制度については、同様の状況であり、制度の周知・広報については、ホームページや令和4年度に作成した「うるま市障がい福祉ガイドブック」へ掲載するなどしている。
・今後も法令等に沿って適正に給付業務を行うとともに、広報・周知に努める。

7. 点検7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動の促進

【実施状況や課題】

- ① 障がい者の芸術・文化活動の充実

・うるま市身体障がい者協会へ地域生活支援事業(社会参加促進事業)委託事業として、芸術・文化事業を実施している。
・身体障がい者対象の事業となっており、知的障がい者・精神障がい者に係る取り組みが十分に行えていない。

(2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援

【実施状況や課題】

- ① 障がい者のレクリエーション活動の振興

・うるま市身体障がい者協会へ地域生活支援事業(社会参加促進事業)委託事業として、スポーツレクリエーション事業を実施している。
・身体障がい者対象の事業となっており、知的障がい者・精神障がい者に係る取り組みが十分に行えていない。

(3) スポーツに親しめる環境の整備

【実施状況や課題】

① 障がい者のスポーツ活動の振興

- ・沖縄県身体障がい者スポーツ大会への参加に係る各機関との調整会議、うるま市選手団の補助等を行っている。令和元年度から令和3年度においては、新型コロナウエルス感染症拡大防止のため、大会が中止となった。
- ・令和4年度、障がい者スポーツ大会「うるまボッチャチャンピオンシップ 2023」を開催した。

② うるみん等における運動施設の利用促進

- ・老朽化した健康運動器具等を更新することにより、うるみんの運動施設の利用促進を図っている。経年劣化による修繕及び健康器具の更新等が課題である。

(4) 障がい者関係団体の活動支援

【実施状況や課題】

① 障がい者関係団体の活動支援

- ・市内3団体(うるま市身体障がい者協会、うるま市手をつなぐ育成会、うるま市心の健康を守る結の会)へ補助金を交付することにより、各団体の活動を支援している。
- ・団体の活動の周知、事業等の広報を行い、会員の増加等へつながるよう、連携していく必要がある。

② 障がい児(者)等の家族や発達に障害のある当事者等交流促進

- ・障がい等地域交流会事業において、発達障がい児等やその家族、地域住民等が地域における交流会等自発的に行う行動を支援している。(委託事業)

8. 点検8. 安全安心な生活環境の整備

(1) 住宅の確保

【実施状況や課題】

① 障がい者の公営住宅への入居の優遇

- 条件を満たす障がい者の市営住宅入居について、空き家待ち募集の抽選の際に抽選券を2枚(通常1枚)発行し、優遇措置を実施している。
- 例年、入居者募集への応募世帯数は多いが、入居案内については少ない状況である。

② 障がい者にも優しい市営住宅の整備

- バリアフリー法、沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備を行い、更に住宅の品質確保の促進に関する法律に規定される障がい者等に配慮した整備を行っている。
- 継続して計画的に建て替えていくことが必要である。

(2) 移動しやすい環境の整備等

【実施状況や課題】

① 快適な歩行空間の整備

- バリアフリー法、沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備を行っている。令和4年度は、石川30号線歩道を整備し、快適な歩行空間の確保に努めた。
- 継続して快適な歩行空間確保に努める必要がある。

② 交通安全対策の推進

- 交通安全週間の実施や、うるま市交通安全推進協議会の活動として学校周辺での交通安全指導・パトロールを実施している。
- 障がい者への交通安全指導などの機会が少ない。

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

【実施状況や課題】

① 公共建築物のバリアフリー化の推進

- ・市庁舎をはじめとする公共建築物について、障がい者が円滑に利用できるよう、段差の解消、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化について実施している。

② 多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

- ・多くの方が利用する民間建築物の計画について、沖縄県福祉まちづくり条例等に基づく事前協議を行う事により、バリアフリー建築物の増加を促進している。
- ・当該条例に強制力がないため、建築主の協力が得られない事がある。

③ 障がい者用駐車スペースの適正利用促進

- ・令和4年7月より沖縄県ちゅらパーキング利用証制度が始まり、府内における担当課と調整し、対象者へ利用証を交付している。市の施設では障がい者等用駐車区画の確保を行っている。
- ・障がい者用の駐車スペースについて適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を行う必要がある。

④ 障がい者等が利用しやすい公園の整備

- ・ユニバーサルデザインの参考事例、実例を公園の整備計画及び施工に反映させている。
- ・一般的な公園で遊びづらい子どもへ配慮した遊具の設置など、障害の有無にかかわらずみんなで遊べる公園づくりが必要である。

(4) ボランティア活動等の推進

【実施状況や課題】

① 障がい者によるボランティア活動の促進

- ・地域生活支援センターにおいて、障がい者がボランティア活動をとおし地域住民との交流を行っている。今後も活動の継続が必要である。

9. 点検9. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

【実施状況や課題】

① 防災対策の充実

- ・障害福祉サービス事業所等の施設や施設入所者情報の把握が課題である。府内関係部署と情報の共有を図る必要がある。
- ・災害に対する備えや防災知識の醸成及び人命救助方法の講習等も含め、「備え」が必須であるが、行き届いていないのが現状である。
- ・要支援者(高齢者や障がい者)の実情にあった避難訓練や障がい者(児)及びその家族への適切な避難所の確保ができていない。
- ・指定福祉避難所の開設・運営訓練ができていない。

② 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化

- ・聴覚障がい者に対しては、防災行政無線の内容を文字情報として配信可能な防災アプリの活用が有効だが、周知不足のため利用者が少ない。そのほかの障害特性に関する検討が進んでいない。

③ 避難行動要支援者の支援体制の充実

- ・避難行動要支援者名簿の外部提供同意取得や個別計画作成の向上に向けた具体的な取組を検討する必要がある。
- ・一人一人の避難計画である「個別計画」の作成は着手できていない。
- ・個別計画は、地域とともに作成していくが、作成の手法の周知・指導を行う必要がある。また、指導する人材が必要である。

(2) 防犯対策の推進

【実施状況や課題】

① 防犯対策の充実

- ・警察・防犯協会・自治会と協力し、市民が犯罪被害にまきこまれないよう、年末年始総合警戒において周知した。
- ・特殊詐欺などの手口を紹介し、被害にあわないよう注意喚起のためパネル展を開催。
- ・市内に防犯灯(約7,000基)の設置及びLED化を終えた。

(3)消費者トラブルの防止

【実施状況や課題】

① 消費者トラブルに関する情報提供

- ・障がい者の支援にあたる計画相談員などに対し、消費者トラブルの事例をわかりやすく伝え、消費者トラブル等で困ったときは消費生活センターに相談するよう、消費生活センターの周知を図っている。
- ・消費生活センターや事例の対処などを障がい者・家族・施設にも周知する必要がある。

② 消費者相談の充実

- ・障がい者を含む市民に対し、毎月広報うるまや窓口配布資料で、消費生活センターで相談ができることを周知している。
- ・障がい者の特性に配慮した相談が実現できるよう、対応方法について検討が必要である。
- ・個別支援などを通し必要時消費生活センターを紹介している。また、判断能力の低下によるトラブルを防ぐため成年後見制度の活用や権利擁護センターへの利用を促している。